

(様式第1号)

平成29年度第2回 芦屋市障がい者差別解消支援地域協議会 会議録

日時	平成30年2月19日 月曜日 午前10時～午後0時								
場所	保健福祉センター3階会議室1								
出席者	会長	木下 隆志							
	副会長	森川 太一郎							
	委員	廣 克哉	遠藤 哲也	稲岡 由美子	北尾 文孝				
		北野 章	杉田 俱子	木村 嘉孝	朝倉 己作				
		齊藤 登	山中 厚子	園田 伊都子	尾崎 郁子				
		脇 朋美	川辺 麻起子	三芳 学	寺本 慎児				
	欠席委員	長澤 豊	福本 敏之						
	事務局	障害福祉課	本間 慶一	川口 弥良	長谷 啓弘				
			吉川 里香	辻野 亮太					
		地域福祉課	細井 洋海	鳥越 雅也					
		高齢介護課	篠原 隆志						
事務局	障害福祉課								
会議の公開	■ 公開								
傍聴者数	0 人								

1 会議次第

(1)開会

開始時点で20人中18人の委員の出席により成立

(2)会長挨拶

(3)議事

- ①合理的配慮の取組みについて
- ②障がいを理由とする差別に関する相談対応について
- ③『平成29年度芦屋市権利擁護支援フォーラム』について
- ④その他

(4)閉会

2 提出資料

資料1 合理的配慮の取組み事例

資料2 障がいを理由とする差別に関する相談対応の事例

3 審議経過

(1) 合理的配慮の取組みについて

各委員より各機関における「合理的配慮の取組みについて」説明

(木下会長)

それでは「合理的配慮の取組みについて」について進めていきます。まずは資料1をご覧ください。この資料では、「所属機関やご自身で取り組みそうなことやこんな配慮があれば良いと思うこと」と「所属機関やご自身で取り組む内容や目標等」ということを、委員のみなさんには事前に考えてきていただいています。

まずは、私から発表をさせていただきます。芦屋学園短期大学ですが、どこの大学におい

でも退学者数が増えています。この数年言われていますのが、発達障がいのある人が多いということです。例えばノートを取ることができない、音がうるさいのでマイクの工夫をしてほしい、映像を見てもわからないので何か工夫をしてほしいといった要望があったとしても、これまで大学では一律平等にやっているため、要望があっても我慢をしていただくという対応をしているところがありました。しかし、障害者差別解消法が施行されて以降は、入学時に、自分には発達障がいがあり黒板に書いていることがよくわからないため解説をしてほしい、DVDを見ても音と映像とが一緒に理解ができないので避けてほしいという要望があった学生には、DVDを使わないで別にプリントを用意し配布するようしたり、マイクが嫌だという学生にはマイクを使わないで説明するようにはしました。また、授業の内容が分からないことがある場合は、直接、どこがわからないのかを聞きながら理解をしていただくようにしています。現在学内には、発達障がいのある人に対する支援センターがあるので、そこに相談に行くことができます。また、学内において、学生にどんな特徴があるのかを共有する会を開催し、そこでどのように対応していくのか協議しています。

それでは、それぞれの機関における取り組みを言っていただけますでしょうか。

(稲岡委員)

保健所は施設的な問題もありますので、職員で配慮するようにしています。また、個人情報関係もありますので、相談時には、個室等の場所の確保もしています。コミュニケーションに必要なツールとして、iPadの使用や、文字盤の使用も考えられますが、県全体として対応することは財政的に非常に厳しいため、各所属での対応となっています。日々の活動では、精神障がいのある人への配慮がなかなか難しいところもあることから、病気や障がいの理解を促進するような取り組みもしていけないと感じている状況です。一方で、職員全体の研修も徐々に進んできている状況だと思っておりますので、職場でも理解が進むよう取り組みが必要だということを感じています。

(尾崎委員)

西宮公共職業安定所では、障がいのある人専用の窓口がありますが、ここで使用している椅子について、椅子の回転やキャスターを必要に応じてロックやアンロックができるようなものに変えたいと考えているところです。また、安全について、窓口やカウンターのあたりに、立ち上がる時や座るときに掴めるように手すりや取っ手のようなものを設置する配慮も必要だとは思いますが、設置できておりません。機関での取り組みの内容ですが、適切な合理的配慮が提供されるためには、事業主などの理解が必要不可欠でありますので、雇用分野での合理的配慮の提供義務といった周知や必要な指導などを行っているところです。

(川辺委員)

資料には、障がい者枠での雇用がこういう形に変化していけば良いということを書きました。障がい者枠での雇用の場合、期間が有期雇用、パート就労、単純作業での求人が多く、長年働き続けても雇用条件が変わらないことが多くあります。具体的に組みそうなこと

では、ハローワークの休職登録に行けない方への同行があります。また、企業実習に同行し、その人の苦手なことなどを企業に伝え、実習がスムーズに進むようにサポートしたり、面接に同行して、その人の特性や配慮をしてほしいところを企業に伝えたりもしています。就職をされた方には、就職先の職場に訪問をし、企業と連携し、継続して働けるように支援をしています。当事者が自分自身の障がいについて知ることで、こういった配慮が必要なのかを自分で把握できるようになることが、就職後も上手くいく秘訣だと思います。

(協委員)

権利擁護支援センターの窓口での相談者や、イベントや研修に参加していただく方には、視覚障がいや身体障がいのある人もいらっしゃいますので、その方々の個別ニーズに合った対応を行っています。手話通訳・要約筆記、ヒアリンググループの使用は、研修やイベント時に使っていけるとと思います。研修の案内も今までは広報誌などで案内していましたが、広報番組の利用なども取り入れていきたいと思っています。また、権利擁護支援者養成研修の修了生の方に、地域での担い手として活動をしていただいています。その中にも精神障がい、視覚障がい、身体障がいのある人もいらっしゃいました。その方々ができるだけ活動しやすいように、通常は文章の通知のものを、メールや電話での連絡にすることにより、ご本人が確認しやすいような方法を用いました。今後も、個別性を意識した配慮というものを考えていければと思っています。

(三芳委員)

障がい者基幹相談支援センターでは、対象者への直接支援と地域づくりを行っています。直接支援では、面談時には、簡潔でわかりやすいように伝える、メモを一緒に書きながら伝えるという視覚的な支援をしています。聴覚障がいのある人に対しては、聞こえを補う機械の貸し出し等を行っています。また、障がいのある人が地域の人とどう交流をしていくか、身近な存在として、啓発活動に取り組んでいきたいと考えています。意思決定支援についても、支援者に知っていただく取り組みを行っています。

(北野委員)

学校は、3つのことに取り組んでいます。1つはバリアフリーの環境整備です。これは施設面のバリアフリーもありますが、心のバリアフリーも大きいと思っています。2つ目が、心のバリアフリーにも関係しますが、子どもたち同士、助け合いがしっかりできる環境づくりと、支援が必要な子どもに対し、個に応じた支援が行き渡ること。3つ目が、一人一人に応じた教育をしっかりとやるということです。個に応じた指導計画、支援計画に基づき、指導、支援を行っています。この3つが非常に大事かと思っています。合理的配慮に関しては、配慮の申し出を受けてから、協議、合意形成が基本的な流れかと思っています。申し出があったからやるのではなく、学校としてできる限りのことを、積極的にやっていくという姿勢が大事かと思っています。

保護者とのやり取りをする手段として連絡帳がありますが、学校から保護者に対して、子

どもの状況や課題などを連絡帳に記載し、それに対して保護者から返事をいただいたりしています。その中には要求もありますが、学校としては日々のやり取りが非常に重要だと思っています。

今、山手中学校が建て替え工事のため、工事に伴う音の問題が出てきます。精道中学校も平成31年度から工事に入りますが、支援学級の子どもの人数が1番多い学校ですので、工事開始後の環境整備について事前の打ち合わせをしています。

(北尾委員)

学校で様々な障がいのある児童を教育している中で、各学校が行う行事や授業に、どのように子どもたちが参加して学んでいくのがポイントになります。それぞれの行事において、ルールを変更するとか、授業の中でも、皆と同じ教科書ではなく、児童の状態に合わせてわかりやすい形に変えた教科書を試作されている先生もいます。今日はどのようなことをするのか、わかりやすく表記する等、細かい配慮を行っています。教育委員会としましては、配慮に関する良い例を他の学校に広げていくことを行っています。また、特別支援等の担当の先生に対して、専門家による研修を実施しています。他にも、教育委員会が所管する特別支援教育センターでは、担任等から相談があれば、センターから学校に出向き、ワークショップを実施する等、先生方の指導の向上にも努めています。

(寺本委員)

本市では今年度、手話言語条例を制定し、職員が手話を学び、手話で自己紹介ができるように取り組んでいます。全体に言えることですが、まず、行動をすることで、自らの意識を変えていくことを大事にしています。合理的配慮は一方通行ではなく、我々職員自身によって意識が変わることも大事だと思っています。名札については、福祉部職員全員が白黒反転のものを使っています。弱視の人等にとっては見えやすいということですので、福祉部だけではなく全体に広げていきたいと考えています。他にも、送付文書の連絡先に電話番号以外のFAXやメールアドレスの記載をしているか、などチェックリストを使って各課で日常的に点検をしています。

また、昨年度は全庁的なプロジェクト・チームをつくり、差別解消に係る職員のガイドラインを作成しました。今年度は、プロジェクト・チームのメンバーと、新たにその職について職員を含め、差別解消に係る取組みについて、日常業務の中での様々な配慮や、気付いたことを共有しながら行動し、自らの意識を変えていくという取組みをしていきたいと考えています。

(廣委員)

神戸地方法務局西宮支局の取組みとしては、特に庁舎の関係では、建物自体がかなり古く、バリアフリー化されているところもありますが、身体障がい者用トイレの一角が古かったり、ドアの建てつけが悪いところがあるため、障がいのある人への合理的配慮をすすめるために優先的に修繕を行っています。また、法務局の建物は2階建てとなっており、1階は

自動ドア化されていますが、2階は全て扉形式になっているため、来年度、2階の自動ドア化を実施することになっています。他にも、不動産などを取り扱っている登記部門においては、今まで障がいのある人への配慮が不十分だった部分がありましたので、障害者差別解消法の施行された趣旨や合理的配慮について研修会を実施しました。研修会は、定期的を実施していきたいと考えています。

(遠藤委員)

人権擁護委員の大きな活動として、一般の方からの相談と啓発の2つがあります。相談には、いじめ、外国の方への差別、女性差別、高齢者差別等を含みます。その中には障がい者差別もあるのですが、実際に相談を受けるのは少ないのが実情かと思います。芦屋市役所と西宮法務局で定期的に相談会がありますが、相談件数は少ないです。少ない理由については、まず相談体制があることが知られていないこと、また、合理的配慮というものは障がいのある人自身が周りの環境や社会に合わせるのではなく、周りの環境や社会が障がいのある人に合わせていくという考え方についても、まだまだ知られていない事があるかと思います。

(杉田委員)

ハード面のことは金銭的なこともありますし、すぐにできないこともあります。ソフト面はお金では解決できません。以前に実施された差別に関するアンケートで、差別を感じる場面として「じろじろ見られた」といった回答がありました。そういうふうに関係することは解決することが難しいところがあります。そこで、できれば年齢の小さいときからの教育で、障がいを持つことがどういうことなのかを分かってもらえるような努力をしていただけたらと思います。視覚障がいのある人がスーパーに行き、「目が少し見えにくいので、手伝ってください。」と言うと、必ず手伝ってくださるそうです。障がいのある人自ら「手伝ってほしい」ということを言えるようになりたいと思います。私たちがすべきことは、まだたくさんあると思います。

(木村委員)

合理的配慮というのは、障がいのある人が「こういうことをしてほしい」と要望することが始まりになります。そういう意味では、その要望をどういうふうに引き出していけるか、ということが非常に大切になります。父母の会の中で周知徹底していくことは比較的容易なのですが、市内の3,500人程いる身体障がい児者にどのように周知徹底していくかが課題になるため、ここにいるみなさんによろしくお願ひしたいと思います。意見が出てきたものに対し、どう対応していくかということと同時に、いろいろな企業や団体が、あらかじめ対策を立てていただけると、それは非常にありがたいことです。学校や福祉施設に意見箱を設置しているという話もありますが、意見をどのように吸い上げ、どう対応していくかを考えると同時に、いろいろ話をしながらニーズを共有していきたいと思っています。

(朝倉委員)

知的障がいのある人の親が亡くなったときの相続について話をしたいと思っています。知的障

がいのある人は意思を主張することが困難な場合があり、相続に関する話の時に無視されることがあります。そのため、あらかじめ、親が対策をすることが大切になると考えています。繰り返しになりますが、親が活着ている間の備えが重要になります。今は法整備が十分ではありませんので、育成会として論議をしていきたいと思っています。

(齊藤委員)

公共輸送機関等、交通費の助成に関する要望があります。去年、国土交通省から他の障がい並みに精神障がいのある人に対しても助成すべきという通達が出されています。ただし、それを実施するとなると一朝一夕にはいかないという現状があります。障害者医療について、平成29年7月1日から精神障害者保健福祉手帳2級まで対象者範囲が広がりました。しかし、芦屋市内には精神障害者保健福祉手帳2級所持者が238人おられるのに対し、周囲に知られたくない等という事情もあるためか、障害者医療を申請されている人は、100人程度です。また、「障害」から「障碍」への表記の変更ということについてですが、「害」という字は、周囲の人に害を及ぼすといった非常にきつい言葉ですから、普段の生活を妨げるバリアという意味の「碍」の字に変えたほうがいいのではないかと考えており、時間をかけてやっていかなくてはならないと考えています。体制としては、このような会議で話が進んでいくことを期待しています。他にも、全ての人が全ての障がいのことを理解するのは難しいと思いますので、身近なところから努力し、普及啓発していく必要があるかと考えています。

(山中委員)

地域に住んでおられる方の中に、どのような障がいを持っている方がいるのかというのはわかりづらいというのが現状です。個人的な意見ですが、行政等が訪問されたときに、「この地域には民生委員がいますので、何かお困りのことがありましたら民生委員にご相談ください」と、一言添えていただければと思ったりもします。その地域の中で安心して暮らしていただけるように、これからも活動を続けていきたいと思ひます。取り組み事例にも書きましたが、つながりをもつことは、災害時や緊急時にも必ず役に立つのではないかと思ひます。障がいのある人と接することが少ないと感じますので、これから研修や施設を訪問させていただく機会を増やしていきたいと思ひます。

(園田委員)

社会福祉協議会では福祉センター内で総合相談窓口の対応を行っております。対応には、複数の職員が関わっている場合が多いため、日々の活動の中で引き継ぎ等を十分に行い、関係職員の相互連携を図っていこうと進めています。他にも社会福祉協議会としては、普及啓発は大きな役割を担っていると思ひます。

(森川委員)

弁護士業務としての性質上、いろいろな方のご相談をお聞きし、ご依頼をお受けしています。その中で、事務所での相談の場合には、筆談や文字を大きくする、あるいは身体障がいのある人の場合は、必要に応じて入り口の近くに相談場所を設ける等、様々な工夫をしてい

ます。今後はいつでも対応できるように、筆談の道具を必ず持つなどの対応をしたいと思えます。また、エレベーターがない裁判所で法廷が2階にある場合には、できるだけ早めに情報提供を行ったり、裁判所に交渉し、車いすを人力で持ち上げるといった配慮をお願いするなどし、裁判手続きを受けやすくするようにしています。今後取り組むべきこととしましては、法律用語はわかりにくいため、少しでもわかりやすいように準備し、ご理解いただけるような配慮をしたいと考えています。

(木下会長)

今各委員から、資料1をもとに発表をいただきましたが、ご質問等はありませんか。

(杉田委員)

協委員がおっしゃったヒアリンググループはどこで使われたのですか。

(協委員)

2月17日に実施した権利擁護フォーラムで、保健福祉センターの多目的ホールに設置されているヒアリンググループを、初めて使いました。

(杉田委員)

ヒアリンググループが使われることで聴覚障がいのある人に対し、催し物への参加をお誘いしやすいと思うので、どんどん使っていただきたいと思います。

(杉田委員)

次に、社会福祉協議会の総合相談窓口での対応ですが、窓口担当の人が次に窓口を担当する日にちを伝えてくだされば、同じ人に相談したいと思われる相談者の人にとっては、有難いのではないかと思ったのですが、いかがでしょうか。

(園田委員)

相談内容にもよりますが、ご相談を受けました時に、担当職員が、継続しようと思う場合は、時間を約束させていただいています。しかし、緊急対応ができるような体制は取らせていただいております。

(杉田委員)

ありがとうございました。齊藤委員がおっしゃっていた精神障害者保健福祉手帳2級所持者の障害者医療については、対象者が238人に対し、100人程度しか申請をされていないということですか。

(齊藤委員)

市は、それぞれの事情を考慮しながら、担当の社会福祉課福祉医療係と、障害福祉課が綿密に協議しながら、案内を送付して下さっていますが、案内の送付を受けても、申請されない方がいらっしゃる様です。徐々に申請者は、増えてきていると聞いていますが、芦屋メンタルサポートセンターの運営に関わっている理事長等の協力も得て、障害者医療の申請をすすめていけるよう働きかけを行いたいと考えている状況です。

(遠藤委員)

質問ですが、教育の場での合理的配慮はとても大事だと思います。そこで、先生方の合理的配慮の実践経験の共有化は、どのようにされているのかを教えてください。障害者権利条約で教育の場面では義務教育において、障がいのある子どもと一般の子どもが共に育つということが原則になっています。芦屋市では先行した形で実践されていらっしゃると思いますが、他の自治体では、合理的配慮という名目で、障がいのある子どもに個別の支援をすることを理由に、地域の学校から排除されたり、取り出されるというケースもあると聞いています。そのようにならないために、どのような取り組みをされているのか教えてください。

(北野委員)

子どもの指導に関しては、本校の場合、毎月1回ある職員会議で、支援学級の子どもや支援が必要な子どもについては、必ず一人一人の指導内容や現在の状態、注意点、薬の服薬、体調の変化を丁寧に情報交換し確認しています。芦屋市では、小学校のときからずっと地域で学ぶということを大事にしてきていますし、中学校は当然その流れを受けています。保護者の思いや本人がどこで学ぶのが一番適切かということをも十分論議した上で、できる限り全員と一緒に学ぶ機会を確保をしているのが実情です。

(北尾委員)

教育委員会では、支援学級の担当者、コーディネーターを集めて、研修等を実施し、各学校内での職員会議やコーディネーターの校内委員会で知識等を広げていく仕組みをすすめています。基本的には一緒に学校生活を送るにはどうしたらいいのかを考えるスタンスでいます。

(木下委員)

ありがとうございます。他にございませんか。

(木村委員)

いつも、市への要望事項として出していますが、身体障害者手帳だけを持っている子どもは、中学校卒業後の進路となる行き場がありません。学校教育を受ける権利が阻害されています。ぜひ、高校へ行きたいという方が行けるようにご配慮をいただけたらと思います。また、18歳以上にならないと福祉施設の通所利用ができないため、中学卒業後から18歳までの3年間、行き場がないことで家に閉じこもってしまうというケースがあり、非常に大きな問題だと思います。教育の機会を受けるチャンスについて検討していただきたいと思います。

(北尾委員)

高校の話は、私たちが直接決めることはできないのですが、そういった課題があることを認識し、情報発信を考えていきたいと思います。

(木村委員)

市内には、兵庫県立芦屋特別支援学校があります。知的障がいのある児童が対象ですが、

車椅子の対応はできるのではないかと思います。芦屋市の教育委員会からも、兵庫県の教育委員会に、お願いをしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(木下会長)

皆さま、ありがとうございます。寺本委員から報告のありました、差別解消に関するチェックリストの実施は、各組織における理解度を測ることができるという点で、1つ重要なことではないかと思いました。理解度にばらつきがあると、前に進められないということがあると思います。我々が、最初に取り組みやすい事は、皆さんの組織内での理解度が、どのくらい進んでいるのかを確認していくことだと思います。チェックリストのようなものを、それぞれの機関で実施すると1つの指標になるかと思えます。次年度、新しく取り組めることがありましたら、取り入れていただきたいと思います。各機関の取り組みについては、次年度も継続して確認していきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

(2) 障がいを理由とする差別に関する相談対応について

各委員より「障がいを理由とする差別に関する相談対応について」説明

(木下会長)

相談対応の事例等について、ご報告をお願いします。

(稲岡委員)

盲導犬を伴い病院へ行ったときの対応が、スタッフの差別解消法の理解と制度の周知ができていないように感じたということで、医療機関への苦情が保健所にありました。苦情に関する対応については、個別指導となります。芦屋市内の病院には、年に1回に立ち入り検査を実施していますので、その際に職員研修や、制度の周知を病院側にお願いをしていくことを繰り返し行っていきたいと思えます。

(園田委員)

これは差別に関する相談として受けたものではありませんが、バスを降りるときに、料金の支払いがスムーズにできず、時間がかかってしまったことで、運転手から迷惑というような言葉を受けたという話を伺いました。結果としては、ご本人のご家族がバス会社へ直接その話をされ、バス会社から、今後は適正な指導をする旨の返事があったとのことでした。

(三芳委員)

障がいの相談ではよくある話ではありますが、アパートの賃貸契約の際に、障がいを理由に、断われることがあります。資料に記載している事例では、不動産屋に別の物件を紹介していただきましたが、不動産屋とのつき合いの中で、ご理解をいただき、不動産屋が家主を説得してくださる場所もあります。家主も支援者がついていることや、家賃滞納の可能性がないことを知ることで、少しずつ理解していただけるようになってきていると思えます。今後、障がいの有無にかかわらず、物件契約等が少しずつやりやすくなっていけばと思えます。

次に、精神障がいがあるために、救急搬送の受け入れを拒否されたという事案が1年の間に3件ほどありました。事例としては、オーバードラッグで、大量服薬があった場合です。精神科を掲げていない病院では、対応ができないということで受け入れを拒まれているのだと思いますが、支援者側としては、胃洗浄だけでもやってもらえないかと思います。精神的な対応ではなく、内科的な処置だけでも行っていただきたいと訴えても、拒否されることがありました。

最後に、パートに応募して、面接を受けた際、障がいがあるので、特性の理解や配慮のお願いをしたところ、急に高圧的な態度をとられ、履歴書を電話のメモに使われたという相談事案がありました。就労支援事業にもご相談させていただいたので、川辺委員から補足説明をお願いします。

(川辺委員)

対象者は、一般の求人誌などでウェブサイトから応募する求人を利用された方です。本人がウェブサイトから応募した際に、「助かります、すぐにでも来てもらいたい」という返信があったそうです。発達障がいと計算が苦手であることを伝えたら、その後返信がなく、面接のときに冷たい態度をとられたということでした。この件は企業に連絡をすることはなく、本人との面談を通して、気持ちが落ち着かれるような精神的なフォローをしたということと、これから就労に向けて、本人の特性に合った仕事を得られるように、相談していくこととなっています。

(寺本委員)

庁舎の1階の廊下部分の、床の色がグレーで、点字タイルも同じ色のため、大変見えにくいという状況がありましたので、点字タイル部分を、全て黄色に塗りました。

(木下会長)

ありがとうございます。少し気になったのは、救急搬送についてですが、他の委員は、いかがですか。

(脇委員)

私も、年に2回ぐらいは精神障がいのある人でアルコール依存症の方の受け入れ拒否、統合失調症のある方の治療拒否がありました。

(木下会長)

精神障がいあるということで救急搬送の受け入れ拒否をされるのは、差別的な対応になるかもしれません。医療関係では、他科診療の部分もあるのですが、自分のところの診療科の範疇ではないと、救急は断るのでしょうか。

(三芳委員)

基本的には断らないものだと思います。私が挙げさせていただいた事例は、リピーター的な部分もあったというところはあるのかもしれませんが。もし1回目であれば、受け入れてくださったのかもしれません。

(事務局 本間)

今報告された事例の方については、以前にも同じことがあり、病院とトラブルになっていた事例であると確認しています。患者と病院間での信頼関係が損なわれており、受け入れないという事情とのことです。基本的には受け入れるが、その後の双方の関係において、受け入れられないということを聞いております。

(杉田委員)

市役所庁舎の点字ブロックの塗装は、弱視の人は大変喜ばれています。ありがとうございます。それに関連して、屋外広告物条例では、看板の色の規定などはあるのでしょうか。

(事務局 本間)

詳細について確認しておきます。

(木下会長)

ありがとうございます。「権利擁護支援フォーラムについて」ご報告をお願いします。

(3) 権利擁護支援センター 協委員より『平成29年度芦屋市権利擁護支援フォーラム』について説明

(木下会長)

障がいのある人もない人も、どちらも損をしないようなことが合理的配慮に通じるものだと話されていました。非常にわかりやすい内容でした。

(4) その他について

事務局より、次年度の構成員、開催時期について説明

この附属機関の構成員については、市の関係機関だけではなく、法務局、ハローワークの方など幅広い機関の方にご参加いただき審議していただいているところですが、障がいのある当事者の方を委員として増やしてはどうかという意見もいただいております。事務局側としましては、委員構成としては現状の形をとりながら、なるべく当事者の方から意見をいただき、報告、反映できるような形で今後運営させていただきたいと考えています。

(木下会長)

以上で全ての議題が終了いたしました。本日はありがとうございました。